

APLUS News Release

平成 18 年 10 月 13 日

カード会員各位



カード会員規約改定のお知らせ

カードキャッシングご利用分で、お客さまが約定返済日前にご入金された場合の対応につきまして、会員規約<カードキャッシング条項>の一部を改定いたしました。

記

<カードキャッシング条項> (カードキャッシングの支払金の支払方法) の一部条項

改定前	(5) 会員は、融資を受けた際に申出た支払方法による支払期日以前に融資金の返済を行ないたい場合は、電話等で当社へ申出を行なうことができるものとします。申出を受けた当社は融資日もしくは前回約定支払日から日割計算により利息を算出し、会員に返済金を通知し、会員は当社の指定する支払方法にて支払うものとします。
改定後	(5) 会員は、融資を受けた際に申出た返済方法による返済期日(以下「返済期日」という)以前に融資金の返済(以下「事前返済」という)を行うことができるものとします。会員が当社へ事前返済を事前返済日の前日までに申し出た場合には、当社は融資日もしくは前回の返済期日の翌日から事前返済日までの間の利息を約定利率により日割計算により算出のうえ(以下この算出額を「約定利息額」という)、返済金額を通知するものとします。当社は、会員が事前返済を行った場合において、当該返済金のうち利息相当分が約定利息額を超えているときは、会員に対し、当社所定の時期に次のいずれかの方法により超過額を返還するものとし、会員は、これを承諾するものとします。ア、会員が返済方法として指定した口座振替の振替口座へ送金して返還する。イ、当社が上記アの方法が採りえない場合に、または、超過金が500円以下の場合において、上記アに代えて超過分相当額の郵便小為替等を送付する。ウ、事前返済の後においても融資残高がある場合に返済後の元本に充当する。

カードの種類により、会員規約の条数・条文が異なる場合があります。

なお、本規約の改定は平成18年8月28日に遡りまして適用させていただきます。

今般の改定により、カードのご利用方法に一切変更はございませんので、引き続き安心してカードをご利用いただけます。

以上

本件に関するお問合せ先：

本社カードセンター (TEL:06 - 6262 - 2971)

東京カードセンター (TEL:03 - 3557 - 5711)

【受付時間】9:15~17:20 日・祝休業